

対日直接投資促進策の推進について

平成18年6月20日
対日投資会議決定

政府は、5年間で対日直接投資残高を倍増する計画を策定し、その実現に向けて「対日投資促進プログラム」をとりまとめ、関係省庁が一体となって同プログラムを実施してきた。この計画は本年末の期限に向けて順調に進捗しており、達成は目前となっている。

対日直接投資は、新たな製品やサービス、技術や経営ノウハウをもたらすほか、我が国に雇用機会を創出し、海外からの安定的な資金ともなることから、少子高齢化の進展する我が国にとって、重要性が一層増している。

こうした状況に鑑み、政府は、2010年に対日直接投資残高のGDP比が倍増となる5%程度を目指して、取組を一層加速することとした。

具体的には、対日投資会議専門部会（以下、「専門部会」という。）報告で示された基本的な考え方及び「対日直接投資加速プログラム」に基づき、以下の3分野からなる施策を着実に実施する。

(1) 地域を拠点とした経済成長と生活の質の向上

地域の資源を活用した新事業創出の促進、対日投資促進特区の推進 等

(2) 世界との投資誘致競争に打ち勝つ環境整備

国境を越えたM & A等の組織再編柔軟化、人流・物流の効率化・円滑化、研究開発基盤の強化、外国人の生活環境整備 等

(3) 内外への積極的な広報

大規模な海外セミナー開催、地方対日投資会議開催 等

また、専門部会は、関係府省庁の積極的な協力の下に、「対日直接投資加速プログラム」の進捗状況を定期的に確認するとともに、さらなる取組が必要な事項があれば、調査・検討を行うこととし、同プログラムの改訂に努める。政府はこの結果を踏まえ、施策の実効ある実施、充実を図っていく。